

耳が聞こえない方・聞こえにくい方を対象 スマートフォン講習会開催



手話通訳者を配置して、初心者向けのスマートフォン操作説明を行います。

- 日時** 3月14日(金)
- 場所** まちづくり活動センター「まるーむ」1階 会議室1
- 定員** 各講座 先着4名
- 講座内容** 基本操作(電源の入れ方/切り方、ボタンの操作方法)・メールの使い方・QRコードの読み取り方
- 参加費** 無料
- 申込方法**
 - ①申込フォーム
 - ②メール: digital+koka@honki.co.jp
名前(漢字フルネーム・フリガナ)、電話番号、住所、メールアドレス、お問合わせ番号(6032)、参加希望の日程、参加にあたり事前に確認しておきたいことを本文に入力し送信。
 - ③電話:
0120-121-525(固定電話及び携帯電話)
050-3317-1545(IP電話など)
※「6032」とお伝えください。

講座一覧(機種別時間割)	
Android	①9時30分～10時30分
	②14時～15時
iPhone	③11時～12時
	④15時30分～16時30分

※講座終了後の10分間に、緊急時の情報が配信される「あいこうか緊急メール」および市の各種情報を配信する「甲賀市公式LINE」の登録をご紹介します。



▲申込フォーム



▲市ホームページ

- 申込締切** 3月13日(木)
- 持ち物** 携帯電話(お持ちの方のみ)
※講座では無料の貸し出し用スマートフォンを使用します。
- 問** 情報政策課 情報基盤整備推進係 ☎ 69-2112 ☎ 69-2299

4月1日からJR運賃の精神障がい者割引制度が始まります

この割引を受けるためには、顔写真を貼付した精神障害者保健福祉手帳に、「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の記載が必要です。割引制度の概要など詳しくは、県ホームページをご確認ください。

対象者 精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の記載がある方(第1種または第2種)

令和6年12月1日以前に交付された手帳をお持ちの方
「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の記載がないため、下記窓口でお手続きください。

手続き場所 障がい福祉課、各地域市民センター



県ホームページ▶



問 障がい福祉課 ☎ 69-2162 ☎ 63-4085

4月から令和7年度軽自動車税(種別割)の減免申請の受付が始まります



次のいずれかの条件に該当する軽自動車等の軽自動車税(種別割)は、受付期間中に申請をすることで減免されます。

- | 条件 | 受付期間 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・戦傷病者手帳をお持ちの方などが使用する軽自動車等で、条件を満たすもの ●公的機関や地縁団体等がその公益事業のために使うもの ●軽自動車の構造が身体障がい者等のために使用すると認められたもの <p>※減免を受けられるかどうかの判断は、軽自動車等の所有条件や障がい区分、手帳の等級などによって異なります。</p> | <p>窓口申請
4月1日(火)～5月26日(月)</p> <p>対象 初めて申請される方又は昨年度の申請内容から変更がある方</p> <p>申請場所 税務課、各地域市民センター</p> <p>郵送申請
4月1日(火)～4月15日(火)</p> <p>対象 昨年度の申請内容から変更がない方</p> <p>※郵送申請の受付期間が過ぎた場合、窓口申請が可能です。
※窓口受付期間を過ぎると申請できませんので、ご注意ください。</p> |

●軽自動車の名義変更・廃車手続きをお忘れなく

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日に原動機付自転車・特定小型原動機付自転車、軽三・軽四輪車、小型特殊自動車(農耕用やフォークリフトなど)を所有している人に課税されます。

4月2日以降に名義変更や廃車をされても軽自動車税(種別割)が課税されますので、ご注意ください。

「所有者が変わった(亡くなった)」「もう所有していない」などの場合は、4月1日までに名義変更または廃車の手続きをお願いします。



車種ごとの手続き場所一覧はこちら▶



●県外で名義変更や住所変更をされる方へ

甲賀市で課税の対象となっている「滋賀」ナンバーの軽自動車やオートバイについて、県外で名義変更、住所変更、廃車などの登録変更をしたときは、甲賀市での課税を止める「**税申告(税止め)**」の手続きが必要です。

税止めの手続きを忘れると、市役所で車両の登録状況が把握できないために、軽自動車税(種別割)が課税され続けます。

特に名義変更(移転登録)の場合、旧所有者に納税通知書が届いてしまい、思わぬトラブルの原因となりますので、必ず税止めの手続きをお願いします。



問 申 税務課 市民税係 ☎ 69-2128 ☎ 63-4574